

令和6年度社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会 事業計画

近年、少子高齢化による人口構成や世帯構成の変化が進行するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を背景とした孤独・孤立や生活困窮の問題、地域関係の一層の希薄化、地域で支え合う機能の低下など、状況の深刻化とともに、高齢者世帯や単身高齢者の増加、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待など、個人や世帯が抱える課題は一段と複雑化・多様化してきました。このような複合的な課題に対応するためには、公的なサービスによる支援だけではなく、地域のつながりの中で解決に取り組む、地域共生社会の実現が不可欠となっております。

こうした考えに対応するため、地域における複合化する課題に対し、多機関協働など従来の分野を超え、属性や世代を問わない相談や地域づくり等を包括的に実施する「重層的支援体制整備事業」を更に推進するとともに、地域で支え合う仕組みづくりを進めている第2層協議体の充実を図ってまいります。また、地域福祉を推進する中核団体として、見守り活動やサロン活動などを小地域福祉活動として実践する支部活動を推進していくとともに、子どもや子育て世帯への支援と併せ、地域でそれらの世帯を支えている団体や個人への支援を推進してまいります。

大井総合支所内に移転した「大井支所」及び「ふくし総合相談センターにじいろ」については、「本部」、「ふくし総合相談センターよりそい」及び市役所各窓口との更なる連携を図っていくことで、利便性の向上やこの地域における各種支援の強化につなげてまいります。

令和6年度は、「第3期ふじみ野市地域福祉活動計画」のスタートの年度となります。引き続き、市の「第3期地域福祉計画」と車の両輪のように連携を図って、積極的に事業を展開し、各種関係者や関係機関などさまざまな皆様と顔の見える関係性の中で連携・協働を図りながら、「だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」に取り組んでまいります。

ふじみ野市社協がめざすもの

【基本理念】「豊かな心で支え合う みんなが輝けるまち ふじみ野」

【重点項目】

1. 支部活動の安定した運営と取組の強化

1) 社協支部活動の推進と強化

社協支部の基盤を強化し、社協支部活動の幅を広げます。全社協支部（56支部）への聞き取り調査を行い、各社協支部の実情を把握するため、地域アセスメントを行います。

2) 新たな担い手確保に向けた取り組み

「サロンDE講師しませんか！」により趣味や特技を活かしたボランティアを養成し、社協支部活動をはじめとした地域福祉活動の新たな担い手を養成します。講座開催、活動先のコーディネートを行い、ボランティアとして活動する方のフォローアップを行います。また、特定の社協支部に所属せず、各社協支部の要請に応じて活動する「(仮称)支部活動お助けボランティア」を養成し、新たな担い手の確保と社協支部活動の安定した運営を目指します。各社協支部への周知と講座開催をします。

2. 地域で支える子ども・子育て世帯

1) (仮称)子育て支援ボランティア講座の開催

地域で子どもや子育て世帯を支えている団体や個人への支援を行う「(仮称)子育て支援ボランティア」を育成する講座を開催します。ボランティアの活動先の確保や関係団体への呼びかけを行います。

2) 産前ヘルパーの派遣

現在実施している産後ヘルパー派遣事業に加えて、出産前の世帯を支援する産前ヘルパー派遣事業について、実施に向けて検討を進めます。

3) (仮称)パパママリフレッシュ事業の実施

子育て中の親に、日頃の疲れを癒して気分転換を図ってもらい、楽しく子育てを続けてもらう「(仮称)パパママリフレッシュ事業」について、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施します。

4) ヤングケアラーへの支援

現代社会が抱える問題の一つであるヤングケアラーへの支援に向けて、支援

内容を検討します。

【今後の展開方向】

令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第3期地域福祉活動計画の初年度となることから、重点項目に掲げた「支部活動の安定した運営と取組の強化」「地域で支える子ども・子育て世帯」を軸に事業の展開をしてまいります。

生活支援体制整備事業により、市内4つの圏域に設置された第2層協議体について、社協支部長相互や地域活動者、福祉関係者の皆様との定期的な情報交換を実施することにより支部活動の活性化を図ります。また、高齢、子育て、障がい等の分野を超えた社会福祉法人のほか、NPO、町会等の多機関協働による取り組みの推進に努めてまいります。

I 法人運営

地域福祉の推進にあたり、法人の健全経営や経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの向上や事業経営の透明性に努めます。

1. 法人運営事業

1) 役員等による会議の開催（予定回数）

① 理事会	年6回
② 評議員会	年4回
③ 監事会	年1回
④ 三役会	年6回
⑤ 福祉サービスの適正運営に関する第三者委員会	随時

2) 各種委員会の開催（予定回数）

① 広報編集委員会	年2回
② 役員選出委員会	年3回
③ 評議員選任・解任委員会	年3回
④ 福祉基金等基金運営委員会	年2回
⑤ 支部活動推進委員会	年2回
⑥ ボランティアセンター運営委員会	年2回
⑦ 歳末助け合い運動専門委員会	年2回
⑧ 高齢者情報誌編集委員会	年12回
⑨ 成年後見センター運営委員会	年4回

3) 諸規程の整備

社会福祉法ほか各種法令の改正等を把握し、必要に応じて規程等の整備を進めます。

4) 財務・人事管理、人事評価制度・事務事業評価制度の実施

5) 事業計画及び予算、事業報告及び決算

6) 組織管理

7) 自主財源の確保

8) 本部・支所間の調整

9) 組織・財務のあり方検討

10) 広報活動

・ 広報紙「社協だより」の発行	年5回
朗読版社協だよりの発行	年5回
点字版社協だよりの発行	年5回

- ・ ホームページの活用
 - ・ 公式 SNS（フェイスブック、ライン）の活用
 - ・ 社協のしおり、各種リーフレット等の作成
- 11) 後援名義の使用許可
福祉団体等からの名義の使用許可等を行い、地域福祉活動を支援します。
 - 12) 研修活動
 - ・ 研修管理会議を実施し、職員の資質の向上を図るための研修を実施するほか、関係団体が開催する研修会に積極的に参加します。
 - 13) 基金の管理運営
 - ・ 福祉基金
 - ・ 災害支援基金 など
 - 14) 寄付への対応強化
 - 15) 社会福祉大会受賞候補者の推薦
 - 16) 埼玉県共同募金会への協力
埼玉県共同募金会ふじみ野市支会として、共同募金運動を推進します。
 - 17) 住民自治組織との連携強化
 - 18) 民生委員・児童委員協議会との連携強化
 - 19) 日赤会員増強運動への協力
 - 20) ふじみ野市いきいきクラブ連合会への事務局運営支援

II 地域福祉

第3期地域福祉活動計画に沿って地域福祉を推進するとともに必要な事業を行います。

1. 地域福祉活動推進事業

- 1) 支部活動の推進
 - ・ 支部運営費・支部活動等への助成
 - ・ 支部長会（年3回）
 - ・ 支部長交流研修会（年1回）
 - ・ 福祉委員研修会（年1回）
 - ・ 支部活動・状況報告書の作成（平成30年度～令和5年度）
 - ・ 支部活動に関する聞き取り調査（地域アセスメント）【新規】
 - ・ 支部活動に関する聞き取り調査報告書の作成【新規】
 - ・ 支部活動べんり帳の改訂（令和6年度・7年度版）

- ・見守り活動推進マニュアルの改訂
 - ・見守りチームの編成
 - ・ふれあい・いきいきサロン
 - ・多世代交流事業
 - ・新入学児童お祝い事業
 - ・支部車椅子貸出事業
 - ・自治組織との連携・協働事業
 - ・民生委員・児童委員との連携・協働事業
 - ・生活支援体制整備事業への参画
- 2) 社会福祉法人等との連携強化
- ・社会福祉法人連絡会
 - ・社会福祉法人等ネットワークの推進
 - ・社会福祉法人研修会
 - ・身近な相談窓口（つながる相談窓口）の充実
- 3) ひとり親家庭交流支援事業（年4回）
- ・親子夏祭り交流事業
 - ・親子さつまいも掘り
 - ・親子クリスマス会
 - ・親子日帰りバスツアー
 - ・フードパントリー事業
- 4) 子どもの居場所づくり支援事業
- ・子どもの居場所助成金の交付
 - ・子どもの居場所等ネットワークの推進
 - ・フードドライブの推進
- 5) (仮称) パパママリフレッシュ事業実施に向けた調査【新規】
- 6) ヤングケアラー支援に向けた支援内容の検討【新規】
- 7) 車椅子貸出事業
- 8) 福祉車両貸出事業
- 9) 障がい者関係団体等支援事業
- 10) 身体障害者運転免許取得費補助
- 11) 歩行杖の支給
- 12) 高齢者情報誌「福寿草」の発行・配付
- 13) 歳末見舞金の支給

- 14) 法外援護事業
- 15) 学生服リユース事業
- 16) 災害見舞金の支給
- 17) 緊急時財産保全事業

2. ボランティア推進事業

- 1) ボランティアセンター運営事業
 - ・ ボランティア活動相談、啓発活動の推進
 - ・ ボランティアに関する情報収集、調査
 - ・ 当事者団体及び福祉関連団体等の育成支援
 - ・ ハートサロンの運営
 - ・ ボランティアセンター備品の貸出
 - ・ 福祉用品等リサイクル事業
 - ・ 市総合防災訓練への参加・協力
- 2) 福祉教育推進校事業
 - ・ 福祉教育推進校への助成
(市内13小学校・市内6中学校・市内1県立高等学校)
 - ・ 福祉教育推進校連絡会議の開催
 - ・ 「福祉教育推進マニュアル」の活用
 - ・ 福祉の心を育む交流事業
- 3) ボランティア連絡協議会への活動支援

3. 初めてのボランティア体験学習事業

- 1) ボランティア活動推進・福祉教育の推進
 - ・ 初めてのボランティア体験学習事業
 - ・ 災害ボランティアセンター運営ボランティア養成講座
 - ・ (仮称) 子育て支援ボランティア講座【新規】
 - ・ ボランティアのつどい

4. 生活福祉資金貸付事業

- 1) 生活福祉資金貸付事業
- 2) 埼玉県障害者福祉資金貸付事業

5. 住民参加型在宅福祉サービス事業

- 1) ふれあいサービス事業
- 2) 産後ヘルパー派遣事業
- 3) 産前ヘルパー派遣事業実施に向けての検討【新規】

6. 生活支援体制整備事業

- 1) 生活支援コーディネーターの配置
- 2) 協議体の運営支援
- 3) 新たな担い手確保に向けた取り組み（ボランティア講座等）【新規】

7. 介護支援ボランティア事業

Ⅲ 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対しての福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の実施により権利擁護の推進に努めます。

- 1) 福祉サービス利用援助事業

Ⅳ 訪問介護事業

ケアマネジャー・関係市町村及び保健・医療・福祉関係機関等との連携に努め、職員一人ひとりが社協ヘルパーとしての自覚を持ち、自立に向けての生活を支え、質の高いサービスを提供できるよう、事例検討会・研修会を実施し、ヘルパーの質の向上に努めます。

1. 訪問介護事業

- 1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 2) 日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）

2. 障害福祉サービス事業

- 1) 居宅介護等事業
- 2) 地域生活支援拠点等事業

3. 移動支援事業

4. ホームヘルプサービスオプション事業

5. 多胎児産後ヘルパー派遣事業

【主な事業内容】

- ・訪問介護計画等に基づき自立支援に向けたサービスの提供
- ・利用者のニーズを把握し、個々の生活を尊重しながら住み慣れた地域で快適な暮らしが維持できるための支援・援助
- ・利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに自立の可能性を引き出す支援
- ・訪問介護の専門性等に配慮し利用者の自立支援、社会参加、生活の質の向上等に資するための介護保険外サービスの提供

V 通所介護事業

利用者の尊厳を守り、主体性を尊重しながら良質かつ適切なサービスが提供出来るようケアマネジャー・医療・福祉関係者との連携に努めます。また毎月の勉強会や定期的な研修会を実施し、職員のサービスの質の向上に努めます。

1 通所介護事業

1) 通所介護事業（中丸デイサービス）

2) 日常生活支援総合事業（通所型サービス）

【主な事業内容】

- ・ 通所介護計画等に基づき自立支援に向けたサービスの提供
- ・ 異常の早期発見など利用者の健康管理の徹底
- ・ 入浴サービス・食事の提供
- ・ 自立支援の観点から残存機能の維持・向上を目指した訓練や選択制レクリエーションの提供
- ・ 口腔ケア、筋力維持トレーニング、認知症予防訓練等介護予防サービスの提供
- ・ 各部位の機能低下を防ぎ、脳の活性化を図る創作活動の実施
- ・ 伝統行事や季節の行事を積極的に実施し、社会参加や自然に触れる外出など生活感や季節感を身近に感じられるサービスの提供
- ・ 各種ボランティア及び実習生の受け入れ
- ・ サービスの質の向上を目的とした職員研修の実施
- ・ 地域に向けた取り組みとして、地域開放事業（ふじみんぴんしゃん体操、ラジオ体操の場）、「つながる相談窓口」、公開講座・出前講座（介護保険制度、介護の実践、認知症研修）の実施
- ・ 買い物支援（移動販売車の定期的な呼び込み）
- ・ 社協支部による施設見学会の実施

VI 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者等に対して早期に支援を行い、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者等の自立を促進することを目的として実施します。

1. 生活困窮者自立相談支援事業

2. 生活困窮者就労準備支援事業

3. 生活困窮者家計改善支援事業【新規】

4. 被保護者就労準備支援事業

5. 被保護者住宅支援事業

VII 包括的相談支援事業

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するとともに、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化と基盤づくりを図ることを目的として実施します。

1. 重層的支援体制整備事業

2. 生活困窮者支援等のための地域づくり

3. 社会福祉法人等ネットワーク事業（つながる相談窓口・フードドライブ等）

VIII 指定居宅介護支援事業

関係市町村、保健・医療・福祉関係機関等と連携を図りながら、利用者や家族の状況を充分把握しケアプラン作成の支援を行います。

「利用者本位」という介護保険法の理念に基づき、また「利用者の自立支援・生活の質の維持・向上」を目指し中立、且つ公平なサービスの提供に努めます。

また、ケアプラン作成にあたり迅速な対応ができるよう勉強会や研修会を定期的に実施しながら柔軟な対応に努めます。

1. 居宅介護支援事業

2. 高齢者相談窓口事業

3. 要介護認定調査

【主な事業内容】

- ・利用者の状況に合ったケアプランの作成

IX 成年後見センター

1. 成年後見事業

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいなどで、判断能力が不十分な人が必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、制度の利用促進や地域連携ネットワークの構築を図る中核機関として成年後見センターを運営します。

また、成年後見制度等を必要とする人の身上保護や意思決定を支援し、権利を擁護する役割を担う市民後見人を養成するため、市民後見人養成講座（基礎編）

やフォローアップ研修等を実施します。

- 1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- 2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 3) 市民後見人の養成及び市民後見人の活動支援
- 4) 成年後見制度に係る関係機関との連携

2. 法人後見事業

成年被後見人等の法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その意思決定を支援し権利を擁護することを目的に、本会が法人として成年後見人等となる法人後見事業を実施します。また、見守り・身元保証サービス、死後事務等に向けた調査・研究を実施します。